

第1章

大胆な投資促進、研究開発税制等 政策税制に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

● 令和8年度税制改正では、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現の税制支援として、産業競争力強化法および産業技術力強化法の改正を前提とする戦略分野への投資拡大の制度が設けられた。

● 大胆な投資促進税制は、生産性向上が見込まれる投資計画の確認を受けた、生産性向上設備等について即時償却ないしは税額控除を選択適用できる制度として、3年の制限措置として創設された。

● 研究開発税制では、改正後の産業技術力強化法の重点研究開発計画につき認定を受けた法人の試験研究費について、一般試験研究費とは別枠で税額控除および繰越税額控除を認める制度(戦略技術領域型)

が3年の時限措置として創設された。

● 賃上げ促進税制は、大企業の賃上げの状況に鑑み、全企業向けの措置は2026年3月末で廃止、中堅企業向けは要件を厳格化したうえで2027年3月末に廃止され、中小企業等向け措置として改組された。

● 大企業における特定税額控除規定の不適用措置は、適用要件が厳格化されたうえで、適用期限が延長された。

令和8年度税制改正の概要

2026年3月31日、令和8年度税制改正関連の法律案(所得税法等

の一部を改正する法律案)および「地方税法等の一部を改正する法律案」が可決され、3月31日に当該法律および政省令が公布された。

令和8年度税制改正は、2025年11月21日に閣議決定された経済対策(「強い経済」を実現する総合経済対策「日本と日本人の底力で不安を希望に変える」)、以下、「2025年経済対策」という)で掲げられた、「責任ある積極財政」のもとでの、「危機管理投資」と「成長投資」による「強い経済」の実現を、税制面での対応として策定されたものと考えられる。2025年経済対策では、3本の柱(第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応、第2の柱：危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、第3の柱：防衛力と外交力の強化)を経済対策の基本的枠組み

としており、第1の柱については所得税の改正(基礎控除等の引上げ等)、第2の柱については特定生産性向上設備等投資促進税制の創設、および研究開発税制の見直し、第3の柱については防衛特別所得税の創設等の税制が措置された。

高市政権下の経済政策と令和8年度税制改正

成長戦略の肝は「危機管理投資」である、とする2025年経済対策において、「強い経済」の実現に向けて、次の5分野を中心に先行的かつ集中的に取組みを強化することとしている。この5分野のなかで、企業の投資活動に関連する主要な税制措置が手当てされたのは、第1の「経済安全保障の強化」と、第5の「未来を切り拓く投資の拡大」の施策である。

・第1：戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化等の取組みによる、経済安全保障の強化

・第2：農林水産業の構造転換、農林水産物・食品の輸出拡大を通じた生産能力向上による、食料安全保障の確立